

# 新南陽地区地域審議会からの意見具申に対する回答

## 1 学び・交流プラザ整備事業の計画策定の推進について

学び・交流プラザ整備事業につきましては、まちづくり総合計画の前期基本計画において、「学習情報の提供機能や学習相談機能、学習支援機能を持った生涯学習センター（学び・交流プラザ）の整備を推進する」としております。現時点では、具体的な内容や整備時期等の検討には入っておりませんが、他のリーディングプロジェクトの実施状況や財政状況、また現在ある公民館や体育館、武道館等の施設の状況を勘案しながら、今後、市民と行政が一体となって整備に向けて推進してまいりたいと考えております。

## 2 福川駅前周辺整備計画の早期着手について

福川駅前周辺整備事業につきましては、新南陽地域の西の玄関口にふさわしいまちづくりを目指すものとして、新市建設計画の主要施策に位置付けられておりますので、今後、取り組んでいく必要があると考えており、駐輪場の整備及び駐車場の確保、一部の広場・公園化並びに駅前への交番の誘致については、本事業計画を具体化する中で、地域審議会や地元の意見をお伺いしながら対応してまいりたいと考えております。

南北連絡通路の結節強化に向けた環境整備につきましては、適宜、補修、塗装等を実施して維持管理に努めているところですが、今後も必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

また、県道と駅前広場との交差点改修整備については、車輛通行等を考慮した交差点整備計画が必要であり、今後、県道下松新南陽線の拡幅計画及び駅前広場整備を具体化する中での取り組みが必要であると考えております。

## 3 学校図書館司書の計画的配置について

学校図書館法の改正により、平成15年度から12学級以上のすべての学校に司書教諭を置くこととされ、本市におきましては、今年度、小学校16校、中学校6校に司書教諭を発令しております。

また、司書教諭の発令がない11学級以下の学校においても司書教諭の資格をもつ教員がいる学校が14校あります。

ご承知のとおり、司書教諭は、専門知識を生かして学校図書館の企画・運営に携わるとともに、学校図書館を活用した調べ学習や読書の指導を行っておりますが、図書館業務に割ける時間には限りがありますことから、教育委員会では、大変厳しい財政事情の中にあっても、司書教諭を補助する臨時職員を雇用し、複式学級の小規模校を除くすべての小中学校に巡回方式により配置して、児童生徒の読書環境の充実向上に努めてきたところです。

しかし、現行のサービス水準を今後とも維持していくことさえままならない財政状況下において、学校図書館への専任の司書の常駐配置や市立図書館と各学校図書館とのネットワークの構築につきましては、現状では困難な状況です。

このような状況ではありますが、児童生徒が自分たちの学校図書館は自分たちの手でより良くしていこうという気持ちを養うことも、本や図書館に愛着をもつためには重要と考えますので、こうした面での取り組みも含め、今後とも読書環境の充実に努力してまいりたいと考えております。

なお、市立図書館につきましては、5館合計で現在53万6000冊の蔵書があり、インターネットで蔵書の検索・予約が可能となっております。また、個人への貸し出しだけでなく、学校など団体への貸し出し制度もありますので、各小中学校にも大いに活用していただきたいと思っております。

#### 4 郷土の偉人・傑人の伝承および文化財の保全、保護について

現在、周南市内には、国指定5、県指定15、旧市町から引き継がれた市指定文化財63、登録文化財2がございます。指定文化財につきましては、法令や条例に基づきその保護に努めているところでございますが、ご提言にありますとおり、指定文化財以外にも、郷土「周南」を語るうえで重要な文化的遺産や歴史的人物が、各地区に存在することは承知しております。

今後、市内各地区に文化的遺産としてどういったものがあるか調査研究を進めていく必要があると思われませんが、現状において「市文化財等保全指定制度」を創設し、標識等を設置していくことは、対象となる文化的遺産が多岐にわたることから困難が予想されます。

一部地区においては、独自に地区の誇る文化的遺産について標識等を設置しておられるところもあると伺っております。未指定の文化的遺産については、より身近な各地区の判断によって取り組んでいただくことが、現状においては適していると考えております。

標識等の設置以外に、文化的遺産や歴史的人物を広く紹介する講座の開催など、ご提言の趣旨を活かす事業については、今後検討のうえ取り組んでまいりたいと考えております。

## 5 和田地区における医療体制の継続について

周辺部の地域医療の現状は人口の減少や高齢化の進展により、受診者は減少傾向にあり、各地域の診療所の経営環境は厳しい状況にあります。

また、地方における医師不足は深刻で、本市においても例外ではありません。このような状況において、和田地区では長年、地域医療に取り組んでこられた医師がおられますが、専門医等に受診するには市の中心部へ通院することとなることは承知しております。

しかしながら、現在、民間のバスが運行されておりますことから福祉バス等の運行は困難であり、当面はこのバスを利用していただきたいと思っております。

また、AEDの設置については利用者の多い公共施設から設置しておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

## 6 花いっぱい運動の新たな展開について

花いっぱい推進事業では、年に2回、夏と冬に育苗グループが育てられた花苗を地域の花壇に配布しております。市の花であるサルビアを含め、4種類の花苗の配布ですが、今後もサルビアを中心に地域の花壇育成に援助していきたいと考えております。また花壇コンクールの開催や公民館での花づくり講習会を行っておりますが、これらの事業を継続していき、今後も「花と緑に囲まれた住みよいまち」となるように事業を推進していきたいと考えております。

## 7 遊休市有地等の有効活用と処分について

大変財政状況が厳しい中、周南市がまちづくり総合計画に掲げます「私たちが輝く元気発信都市 周南」の実現を図っていくためには、市の抱える資産、とりわけ遊休的な資産である普通財産の利活用の促進が不可欠であると考えております。

こうしたことから、改めて公有地について精査を行うとともに、将来におきまして、直接、利活用の望めない普通財産につきましては、市がそのまま保有するのではなく、むしろ、運用を民間の方々をお願いした方が、地域の活性化や振興につながると考え、一般競争入札等による売払いを促進しているところでございます。

また、本市の土地開発公社につきましては、本年3月に「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定したところであり、これに基づき、計画的な公有

地の買戻しを進めるとともに、土地開発公社の健全化に努めてまいりたいと考えております。

## 8 市民生活の安心安全対策について

- (1) 県が作成し、該当地域に配布された「土砂災害危険箇所マップ」について、これに基づく点検のみならず、土砂崩壊地域への具体的整備指針の明確化。

今回配布された「土砂災害危険箇所マップ」は国土地理院発行の地形図を基に、過去の被災実績から危険とされる地形を机上抽出したものです。直ちに災害が発生するわけではありませんが、今後の大雨などの気象予報と併せ、警戒や避難などの安全対策に役立てていただきたいと思います。

県では、今後10年間を目途に、土砂災害防止法に基づく基礎調査を全県で進めております。その後、土砂災害のおそれのある土地の範囲は、土砂災害警戒区域等に指定し、公表します。また、周南市においては、土砂災害警戒区域に指定されると危険の周知、警戒避難体制の整備を行います。

- (2) 継続中の県事業夜市川河川改修に併せ、富田川の右岸側護岸の改修

継続要望事項として、県に引き続き要望してまいります。

- (3) 市内随所にある小河川、水路などの日常的な安全対策は急務であり、溢水箇所の緊急的改修

近年、梅雨前線や大型台風による豪雨によって、河川及び排水路等に被害が多く発生しています。その緊急性により、公共災害等での対応や通常維持での対応を行っているところです。また、土砂の堆積により流下の阻害となり治水上支障となる場合は、環境面にも配慮の上、掘削等必要な対策を行っております。

河川整備をより円滑かつ効果的に推進していくため、沿川地域住民の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

「地域の安全活動」や「見守り活動」などの市民活動の支援、および「通学路の安全点検」や「集落間の防犯灯設置」などの安全対策

「地域の安全活動」や「見守り活動」などの市民活動の支援については、現在周南市青少年育成市民会議の活動の中で、地域の子どもは地域で見守り育てよう

と「地域のおじさん、おばさん運動」を展開しており、「あいさつ運動」や、地域の子どもたちの見守りなどに係る活動経費を、市が補助金を交付し、地域連携による青少年の健全育成を推進しているところです。

通学路は、各小中学校がPTAや警察などと協議の上、現実的に選択しうるルートの中で最も危険が少ないと考えられるルートを選定しています。しかし、沿線の土地利用状況は刻々変化しており、それに伴い交通の流れや人の動線が変わることがありますので、適宜見直しを実施して対応しております。

近年、登下校中の児童生徒が交通事故や犯罪に巻き込まれるケースが多発しておりますが、子どもたちの安全確保につきましては、地域や保護者の皆様と学校が手を携えて取り組むことが大切であるため、昨年度、各小中学校では、児童生徒はもとより、家庭での安全教育の一助にもしていただけるよう、PTAや地域の協力を得て通学路の安全点検を実施し、校区内の要注意箇所や「子ども110番の家」の所在地などを書き込んだ安全マップの作成に取り組みました。学校においては、集団登下校による安全確保のほか、校区内の要注意箇所について指導を徹底するとともに、今年度は子どもたち自身の目で点検した安全マップづくりを進めているところです。このような作業を通じて、子どもたちの危険予知能力を高めていきたいと考えております。

地域ぐるみの安全への取り組みにつきましては、「子ども110番の家」は、多くの方々の賛同をいただき、事業所や一般の民家など、1200箇所近く設置されておりますし、すべての小学校区に"スクールガード"や"見守り隊"等のボランティア組織が結成され、児童生徒の登下校時のパトロールや通学路の安全点検など、地域の実情に応じた活動を実施していただいております。また、PTAによる立哨をはじめ、「地域のおじさん・おばさん運動」による子どもたちの見守りやウォーク・パトロールなどの活動もしていただいております。

集落間の防犯灯については、旧新南陽市時代から市が352灯を設置してきておりますが、現在では、その維持管理のみを行なっております。防犯意識の高まりから他の地域でも要望が多く、また、市で設置する制度が残っている地域もあり、制度の統合を図る必要があることから、現在、防犯灯の維持管理を行なう自治会に対する防犯灯設置費補助事業の拡充により対応できないか検討しているところでございます。

公共施設(歩道を含む。)のバリアフリー化をより進めると共に、特に多目的トイレの整備など施設の改修を早急を実施。併せて、高齢者等が利用しやすい洋式トイレ化の一層の推進

公共施設のバリアフリー化や多目的トイレの整備につきましては、交通バリアフリー法やハートビル法など、高齢者、身体障害者等が、安心して日常生活を営

めるために、円滑に施設等が利用できる様、促進に関する法律が施行され、施設を新築する場合は、多目的トイレなどの設置が義務付けられております。

多目的トイレの整備につきましては、障害を持った方の自立と社会参加への支援策の一つとして考えており、今後、ますます必要性が高くなると考えております。

従いまして、既存の施設につきましても、身障トイレの改造や、二つのトイレを一体的に改造するなどの改造方法や、設置場所等を含めまして研究してまいりたいと考えております。

また、高齢者が利用しやすい洋式トイレへの改修につきましては、必要に応じ今後も推進してまいりたいと考えております。

## 9．都市計画道路の計画的整備について

### (1) 都市計画道路中開作線の整備について

福川南小校区内の市道は狭く、また大雨時には一部通学路が冠水する道路がありますが、都市計画道路中開作線や公共下水道事業中開作雨水幹線の整備等、地区全体の整備につきましては、短期・中期・長期の視点にたった整備手法が必要と考えております。

今後も、地域の方々と協議しながら、改善に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

### 都市計画道路中溝線の整備について

都市計画道路中溝線の整備事業につきましては、現在、富田西部第一土地区画整理事業の中で一部区間の整備が進められております。また、北側に位置する国道2号との接続におきましては、大神線街路整備工事との関連事業で、平成19年度に一部完了の見通しであります。

さらに、富田西部第一土地区画整理事業区域界と国道2号間の整備につきましては、厳しい財政状況の中で、数多くの事業を抱えている状況にあり、緊急性・重要性等々を勘案しつつ、今後とも、富田西部第一土地区画整理事業の進捗を踏まえて検討して参りたいと考えております。

### 都市計画道路川崎平野線の延長整備について

都市計画道路川崎平野線の継続事業につきましては、第1期として平成16年度

末に L = 310m を完了したところです。

本路線は新南陽地区の東西をつなぐ新設道路として、都市計画決定された延長 3100m の幹線道路であります。現在までは、東側に位置する第 1 期区間と中央部に位置する富田中央土地区画整理事業及び西側終点部の一部が完了しております。また、現在、西側に位置する富田西部第一土地区画整理事業の中で整備中ではありますが、未だ多くの未整備区間が存在しております。

今後につきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、補助事業等のメニューを検討しながら、対応して参りたいと考えておりますので、地元の皆様方のご理解とご協力をいただきたいと思います。